

認定申請手続きから登録後のフォローアップまで長期的なサポートを実現

自然共生サイト・OECM 認定支援サービス

自然共生サイト・OECM
認定のメリット

生物多様性保全に
貢献

ネイチャーポジティブの
取り組みをPRし、
企業ブランドイメージを
向上



当社は
2024年11月に
『30by30アライアンス』
に参加しました。

機関投資家が重視する
ESG投資^{※1}の評価向上

国からの認証により
TNFD^{※2}開示に活用

^{※1} 財務情報に加え環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)の要素を考慮する投資。

^{※2} [Taskforce on Nature-related Financial Disclosures] (自然関連財務情報開示タスクフォース)。企業・団体が自身の経済活動による自然環境や生物多様性への影響を評価し、情報開示する枠組みを構築するタスクフォースを示す。

ネイチャーポジティブな未来に向けて。

生物多様性国家戦略 2023-2030の目標 **ネイチャーポジティブ達成**

ネイチャーポジティブとは「2020年を基準として2030年までに自然の損失を食い止め、反転させ、2050年までに完全な回復を達成することです。その実現のために国は「30by30目標」を位置づけ、2023年より自然共生サイトの認定を開始しました。

30by30目標(サーティ・バイ・サーティ目標)

2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標です。日本は陸域20.5%、海域13.3%が国立公園、国定公園などの保護区域となっています(2021年時点)。目標達成のためには保護区域に加えて、保護区域以外の場所(OECM)を拡張して保全する必要があります。

自然共生サイト

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定します。環境省により2023年は184カ所、2024年(前期)は69カ所が認定されています。認定後は、保護区域との重複を除いた区域を「OECM」として国際データベースに登録されます。

OECM(保護地域以外の生物多様性保全に資する地域)

OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)は、生物多様性条約締約国会議(COP10)で提唱された概念です。これは、保護地域以外でも生物多様性保全に効果的な地域を認識し、保全するための枠組みです。2018年の第14回生物多様性条約締約国会議(COP14)で正式に定義されました。

企業や個人、団体などが所有する民有地もOECMの対象になります。

生物多様性保全に関する新たな法制度について

2025年4月より「生物多様性増進活動促進法」が施行されます。ネイチャーポジティブの実現に向けて、企業等による生物多様性増進活動を促進する法律です。企業などが作成した生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動計画」を、主務大臣が認定します。認定を受けると、活動内容に応じて、申請手続きのワンストップ化、簡素化等の特例を受けることができます。この法律により現行の「自然共生サイト」制度は、新たな法に基づく制度に移行します。

自然共生サイトの対象となる場所は？

生物多様性の価値を有し、事業者、民間団体など様々な取り組みによって保全が図られている場所が「自然共生サイト」対象になります。

● 企業所有の森、ナショナルトラスト ● ビオトープ、自然観察の森、里地里山 ● 森林施業地、水源の森、社寺林、屋敷林 ● 企業敷地内の緑地、都市内の緑地・公園 ● ゴルフ場、スキー場、遊水池、河川敷 ● 研究機関や環境教育に活用されている森林 ● 建屋の屋上、試験・訓練のための草原 など

当社は、自然共生サイト・OECMの登録、モニタリング調査、管理計画の策定など、状況に応じて必要となる手続きや調査をトータルサポートします。

- 全国各地の拠点で、国や自治体の自然環境分野における豊富な調査実績
- 環境省案件の豊富な実績があり、申請者と環境省を円滑につなぐ窓口、調整役としても対応可能
- 経験豊富な専門調査員による植物・動物の分野ごとの高精度な調査
- 環境DNA分析を活用し、管理が難しいピオトープなどの維持にも貢献
- 生物多様性の変動を正確に評価し、最適な整備方針や管理方法を提案

サービス概要

自然共生サイトの認定申請手続きの支援 下記の図に示した手順で認定申請を行います。



生物多様性増進活動の支援

対象となる場所の生物多様性の価値が自然共生サイト認定条件を満足しない場合や、荒地等を再生して認定を受けたい場合は、生物多様性の価値増進を目指した保全活動や管理計画の提案及び実施を行います。

(例:ピオトープ化に向けた整備、重要種の保護・育成、在来樹木の導入、外来種の除去など)



認定後のモニタリング・維持管理・サイト活用

定期的なモニタリングの実施や、認定から5年毎の更新時における審査会対応などを行います。必要に応じて、認定サイトの維持管理や保全・利用上必要となる技術指導や提案、助言を行います。さらに、生物多様性を活かした地域住民向けイベントや従業員教育などの普及啓発活動を支援します。

環境保全には、自然の不確実性を踏まえた順応的な管理が必要です。

自然共生サイトの認定基準 (概要)

※環境省HP「自然共生サイト」認定基準の資料を改変して作成

参考

1.境界・名称に関する基準

申請区域が決定し、図面や面積算出ができていますか？

2.ガバナンスに関する基準

統治・管理責任者の同意が得られているか？

3.活動による保全効果に関する基準

管理・モニタリング計画が定まっているか？

4.生物多様性の価値に関する基準以下いずれかの価値を有しているか？

- 生物多様性保全上の重要性が既に認められている
- 地域の伝統文化のために活用されている自然資源である
- 希少な動植物種が生息生育している
- 動物の生活史にとって重要な場である
- 原生的な自然生態系・二次的な自然環境が存する
- 在来種を中心とした多様な動植物種からなる
- 生態に特殊性のある種が生息生育している
- 緩衝機能や連結性を高める機能を有する

中外テクノス株式会社

<https://www.chugai-tec.co.jp>

